

平成20年 第4回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成20年12月8日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成20年12月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第97号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第98号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第99号 平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第100号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第101号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第102号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第103号 築上町上城井地区多目的集会施設条例及び築上町農村広場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第105号 町道路線の変更について
（追加議案）
- 日程第9 議案第106号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第107号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 陳情第2号 2009年度教育条件整備について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第97号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第98号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第99号 平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第100号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第101号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第102号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第103号 築上町上城井地区多目的集会施設条例及び築上町農村広場条例を廃

止する条例の制定について

日程第8 議案第105号 町道路線の変更について

(追加議案)

日程第9 議案第106号 工事請負契約の締結について

日程第10 議案第107号 工事請負契約の締結について

日程第11 陳情第2号 2009年度教育条件整備について

出席議員(19名)

1番	首藤萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
14番	武道 修司君	15番	平野 力範君
16番	中島 英夫君	17番	繁永 隆治君
18番	田原 親君	19番	信田 博見君
20番	宮下 久雄君		

欠席議員(1名)

13番 岡田 信英君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	竹本 正君

住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	吉留 久雄君	産業課長	中野 誠一君
建設課長	内丸 好明君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	久保 澄雄君	会計課長	川崎 道雄君
総合管理課長	落合 泰平君	商工課長	西村 好文君
環境課長	出口 秀人君	農委事務局長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	吉田 一三君
監査室長	吉留 康次君	審議官	白川 義雄君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1．議案第97号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第97号平成20年度築上町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、武道議員。

議員（14番 武道 修司君） はい、2点お聞きしたいというふうに思います。

まず1点ですが、14ページの歳出の中の一番上の部分なんです、出資金、東九州コミュニティー放送株式会社に対しての出資金で、まあ、冒頭町長から、放送器具の購入に対して出資をするというふうな説明があったんですが、その内容についてもう少し詳しく説明をお願いをしたいというふうに思います。

それとですね、ページ21ページ、商工費の中の補助金で、商品券プレミアム販売事業助成金という金額が上がってますが、これはどういうものを説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。

出資金の内容について御説明いたします。この1,470万につきましては、東九州放送コミュニティ会社の放送設備の機器の購入資金に充てるものでございます。内容としましては、サーバーのマスターセットだとかICレコーダー、それから各種機器の搬入費、購入費といった

ものでございます。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

商工課長（西村 好文君） 21ページの商工費の商品券のプレミアム販売事業助成金の内容ですけども、椎田町の商工会が当初計画で商品券を900セットの販売を予定してました。この900セットに、非常に好評がいいということで、3月に300セットを発行するというそういう内容です。つまり、5,500円の商品券を5,000円で販売しているという、その対する差額分ないし印刷関係の助成ということになります。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

議員（14番 武道 修司君） はい、まず、東九州コミュニティー放送の関係なんですけど、通常、機械というかそういうような備品関係については、出資で購入をするという考え方ではなく、通常は、利益を上げていきながら、そういうような機器に充てるための貯蓄をしていきなり、場合によってはその、まあ、借金というかですね、そういうような借入金をして購入して、その返済をしていきながらやっていくというのが、まあ、通常の流れだろうと、会社の運営のやり方だろうと思うんです。で、お金がないから、足りないから、こういうな機械が欲しいからということで、出資金というやり方で対応するというやり方はどうなのかなという、ちょっと疑問があります。で、あえてここを、貸付金とかじゃなくて、あえて出資金にした、出資という形をとった理由があれば教えていただきたい。まあ、通常は、貸付金とかで返済をしていただくというほうが、私は、放送機器を買うということで考えればですね、いいんではないかなというような感じがするんですけど、まあ、その貸付金じゃなくて、それを出資という形にされた理由をわかれば教えていただきたい。

それと、商品券の関係ですが、当然商品券を出して販売して、まあ、その経済効果を生むということが大きな理由になるんだろうと思うんです。で、実際この商品券を発行して、椎田というか、まあ、椎田の商工会が発行するという事なんですけど、この築上町にその経済効果としてどれだけの効果が出てくるのか。まあ実際、税金を20万、20数万ですが、それだけの効果が実際あらわれてきているのかどうかを教えていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） はい、東九州コミュニティー放送株式会社の出資金の件でございますけれども、当初この会社が設立されるときには、すべて町が放送器具全部購入をして無償貸与ということで、まあ、その建物もそうでございますけれども、そうしてずっとやってきております。本来なら、会社であれば、独立してやるべきであるけれども、まだまだそこまでは至ってないという。しかし、さりとてこの放送によって、いろんな行政サービスを受けておる方々もおるわけござ

います。例えば、障害者の方、ラジオをよく聞いていただきながら町の行政をいろいろ自分で認識をしておると。まあ、特に視覚障害者の方、それからほとんど車いすで生活している方々、よく聞いていただいております。

それからもう一つは、やっぱり教育という形の中で、子供の英語の、いわゆる教室、それとか、今後は、まあ、東九州コミュニティー株式会社がですね、いわゆる教育の中に一緒に入りながら、劇を、放送劇をやっていたらどうか、そういう計画も立てておるようでございます。

まあ本来なら、地方自治法の中では、当初私が、この会社を立ち上げる時は町会議員でございました。この放送は、まあ町がやるべきではないという立場でしたけれども、なかなかやはり立ち上げた以上、行政の継続性と申しますか、「これで、はい、やめます」というわけにはいかないような形でございますし、ちょうど合併を機にちょっとやめようという一つの方針も出しましたが、やっぱり、先ほど申した方々から、ぜひ継続していただきたいという、それから障害者以外にも一般の方も非常に多く、やっぱりこの放送を聞いていただいております。そういう方々、まあ切り捨ててもいいものかという形もございまして、やはりある以上は、これを有意義に使いながら、町民の、いわゆる放送の文化の、いわゆる向上とか、それからいわゆる情報の伝達をこのラジオによって行うというのも一因ではなからうかなと考えておるところでございます。

まあ、そういう形の中で、町が購入する、そして貸与するという方法もございましてけれども、あくまでも、会社に、ある一定の責任を持ってもらい、そしてその会社が、出資金という形になれば、経費に落とせるわけでございますが、今は経費に落してないと。赤字になれば赤字という、こうゆうような場合も、だから貸し付けた無償貸し付けということで、本来なら使用料を町に払ってもらっておればいいんですけど、そういう払うべきような金もないけど、少しは黒字になって所得税等納めた経過もございましてですね、そういう形の中で会社の経理の中でちゃんと減価償却をしてもらいながら、まあ、こういう会社の責任によって今後はこの放送器具を管理してもらおうと、そういう一つの感覚で出資金という形で計上をさせていただいております。

以上です。あと、経済効果は課長の方から。

議長（成吉 暲奎君） 西村課長。

商工課長（西村 好文君） 経済効果というお話ですけども、どれぐらい経済効果があるのかという、そういったことは非常にちょっと難しい面もあるかと思っております。ただ、この、先ほど申しましたように、当初計画で900セットの販売で500万ちょっとになるという、そういったことで、非常に、商店といえますか、商売をなさっているだけに、厳しいものがあるかと思っております。その一助になればということで思っています。

議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

議員（14番 武道 修司君） はい、町長、放送というかコミュニティ放送の関係なんですけどね、まあ私が先ほど聞いたのは、出資金というやり方じゃなくて貸付金とかそういうふうなやり方ができなかったのかどうなのかという問題と、器具を、例えば町のほうで購入をしてそれを今度利用料として払っていただくという方法とかね、まあいろんな方法はあるんだろうと思うんです。

ただ、出資というやり方、出資金をふやすちゅうことでやり方でやれば、この次にまた物を買うときに、また出資金をふやせばいいやないか、また次に買うときにまた出資金をふやせばええやないかという、ただ単に出資金をふやして行って、どんどんどんどんそれで機械を買うための費用に充てていくということになったときに、経営という管轄、考え方からいくとどうなのかなっていう、ちょっと疑問があったのでですね、本来なら出資金という形じゃなくて、違う方向のほうが私は望ましいんじゃないかということで質問したんです。

だから、その、まあ、ほかのその何、考え方とか議論はなかったのかどうなのかをお聞きしたいということで、先ほど質問したんですね。

それともう一つ、今の経済効果の関係なんですけど、私、経済効果はあると思ってるんです。で、なぜあえてお聞きしたかということ、そういうことのきっかけというか、この議場の中でそういうような話をやっぱ出すことによって、当然住民の方たちも理解してもらうわけです。で、やはり、そこで地域の商業の活性化ということ、町が取り組んでいるよという姿勢と、地元の商工会も取り組んでいるよという姿勢を、やはり住民たちの皆さんにも理解をしてもらって、極力その地域の産業というか、商業を活性化していくという、経済効果の一つのこれはきっかけというかな、いうものになるんだろうと思うんです。だから、そういうものに関して考えれば、私は経済効果はあると思うんですけどね。そこのその経済効果、費用対効果なんで、やはりその経済効果ということこまでもやはり追及して、こういうことでこれをやるんだということ、やはり皆さんにアピールしながら、理解してもらいながらやっていくほうが、私は望ましいんじゃないかというふうに思ってますんで、今後そういうふうな、費用対効果の関係も考慮しながらこういうような事業はやっていただきたいなというふうに思ってます。

それでは、放送の関係だけ。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、出資金がいいのか、貸付金かええのか、それとも町が独自に器具を買って貸与するのがいいのかということでございますけど、やはり責任を持ってもらう、そして経理的に、これが経費に落ちるといふ形になれば、町が貸しても今のところはもらえないという、帳簿上で、いわゆる減価償却はできる形にしたほうがいいのではなからうかなという議論を

して、出資金と。それで、あと経営がいかれなかったらまた出資をふやすのかと、まあ、そういうところはまだ考えておりませんし、まあ、今の現状で、器械等々が、今後は減価償却をやって、僕は、積み立ててもらおうというそういう方向性を、一番の株主といいますが、そういう形の中で、町がこれは設備投資した責任もありますし、まあ、本当にこれが町が見捨てれば、もうこれはやめなきゃならんという問題も出てきておるわけでございますし、まあ、そこで出資というか、そうすれば、また次いかれんことになったらどうなる。貸付金でも、これは、出資でも同じだろうと。やはり予算を計上して、議会の承認を得て支出をしなければいけないと、こういう形になっておるんで、形態は、町が買って出資であっても貸付金であっても、そう私は変わらないと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） はい、中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） 資料をですね、資料要求をしましたところが、予想どおり個人情報ということで空欄でいただきました。

先ほど、武道議員が質問をいたしましたけれども、ほとんどもう大筋は同じなんですけど、私、経営責任ということ考えたときに、1,470万を出資する場合に、出資金で出す場合、経営責任が明確でないわけです。で、出資者の株主がおるわけでありますから、株主責任もあると思うんですね。で、筆頭株主である町が、まあ、大きな責任が当然ありますけれども、株主の方々もやはり負担をしていただく必要があるんじゃないかとかね。やっぱ、町が1,470万を出資するとか、出資金で出すとか、今言うような器具を今まで貸与してきたわけですから、そのような投資をすると。いずれにしてもですね、私は、責任がないと。だから、責任を応分に負担するためには株主の方々も、まあ、5万から10万とか、5万あったかなあ、まあ、30万とか、それぞれ20数名の方々が出資をしておる、そういう方々も痛みを共有するべきであろうと。町長は、そう考えませんか。とにかく、全額町が1,470万、機材、器具を購入するために、全額を出資するということについては、私は甚だ疑問があると思うんですが。株主も少しずつ出資していただくと、そういうことは、出資金が増額ですね、株の増額というような対応の仕方もあると思うんですが、そういう点は、町は検討したことあるのかないか、明らかにしていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、基本的には、これは取締役会が責任持ってこのお金を集めるということでございますけれど、取締役会のほうで、まあ、これはやっぱり町の第三セクターであるということで町にお願いをしようというふうなことで、町のほうに話が参りました。

それで、今中島議員から、その株主も責任を持つべきやなからうかと。いや、株主は私はそうじゃないと思っております、実際。まあ、有限責任ということで、自分が出資した株、これがこ

の経営によって運用されて会社のほうがうまく、会社の、いわゆる経理、利益を上げながら、そして本来なら配当金をもらっていくというのがこれ株主だろうと、このように考えております。

さりとて、町は設立発起人で、設立するために旧築城町と旧椎田町で300万ずつ出資をして600万、あとは400万が個人で、東京のある個人が出してありました。そして、その人が撤退するとき、この個人で出した分を勝手に自分で預金通帳から引き出して持って帰ったわけですね。これは言語道断ということで、私はすぐに東京に行ってこの400万を取り返す話、当時私は社長でございましたんで、400万を取り返す談判をして、すぐにFM放送の口座の中に400万を振り込んできました。そして、その400万分の株を、会社のほうでそれぞれ買ってもらえる方に、買うから、買ってもらった都度その人に、まあ、いわゆる売れた分だけあなたにお返ししますと、そういうふうな形で皆さんにそれぞれの株を引き受けてもらった経過があるわけでございます。

そういう人たちに、経営責任を求めても、私はすべきでないと思っておりますし、基本的には会社経営というものは、出資と、株を買うということは、自分が、そのお金だけの分については責任があるんだと。あと今後増資という形になれば、新しい人も求めるであろうし、しかし、今回の取締役会ではやはりオーナー的な存在である築上町のほうに、機械貸与をずっとしてもらっておるし、その分を機械の更新ということで築上町に出資のお願いをしようということできたのが、今回の提案の理由でございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、中島議員。

議員（16番 中島 英夫君） いいですか。商法上のことはわかります。あなた言うとおりです。

ただですね、いろんないきさつがあると思うんですね。しかし、いつまでたっても、経営、その、取締役になられておる方々の責任は全然ないのか。なぜ、第三者割当でも何でもできる方法があると思うんですね。だから、やはり、本当疑問なんですね。取締役の役割ですよ。町長は筆頭株主ですから、株主権を行使して更迭するなりいろいろな方法あると思いますけれども、取締役はどうなるとるのかなあと。もうとにかく経営が行き詰まったら全部ですね、町が設立した大責任があるわけですから、町に依頼すればどうでもなるというような、安易な経営が続くと思うんです。ただ、その点については、武道君が言ったように、私は、いつまでもぬかるみだと、好転しないと思うんですよ。だから、いつまでたっても、町が出資なり貸与するということが続いてくると思うんです。だから、ある程度の時点でやはり決断をすべきじゃろうと思うんですね。やっぱ町長も議員のときに、私と一緒に反対した経緯があります。しかし、まあ、町長になったら、まあ、いろいろ諸般の状況を判断して現在のようになったことであろうと思いますけ

れども、もう1回目じゃないわけですね。だから、少しですね考えていただきたいと。やはり、この取締役の責任ということも強く求めたいと。町長、取締役には全然、取締役会が経営するという事は当然のことなんですけれども、その社長とか、なり手が無いとは思いますが、やはり経営責任は一つもないのかと。そういう点を、町長に、どのような申し入れで1,470万円を出してほしいと、取締役はどのような気持ちなのかを聞きたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、中島……。はい。

町長（新川 久三君） はい、まあ、あの仰せのとおり、取締役会、これは本来なら会社経営によって全面的に責任を負うものが取締役会であろうと。先ほど、ずっと築城プロバンスの管理でも、私は常にそれを言ってきました。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） はい、続けてください、町長。

町長（新川 久三君） だからね、そういう形の中で、取締役会という無報酬的な形で会社の運営をやっていただいております。実際、まあ、何とか頼むよということでやっていただいておりますし、そして、民間的、民間からの、出資、あっ、出資じゃない、スポンサー料ですか、これも今まで、いわゆる公共団体がスポンサー料を払った以上のものを、この取締役会の皆さんで確保していただいておりますし、少しずつ公から私へのスポンサー料がふえていっていると、こういう状況もありますんで、皆さん、私は、頑張ってくださいと、まあ、このように考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 何点かあるんですが、20ページの農業施設整備工事業費、これは何に使うんですか。例えば、21ページの治山工事、270万上がってますが、これはどこの治山工事の負担金なんですかと。それと、工事請負費道路新設改良工事3,230万、これ説明書いただいています。で、あえて今、これは何ですかというふうに、仮に聞くじゃないですかね、これが質疑と思うんですよ。ね、これが、僕が今聞いたところはすべて私の所管外であります。所管外の議案については、聞きたいことがあったら、説明員を呼んでいいということになっております。議長、議会の申し合わせでそうになっていませんか。

議長（成吉 暲奎君） そういうことですね。

議員（12番 吉元 成一君） なってますね。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（12番 吉元 成一君） それ以外で、まだ突っ込んだことを聞きたかったら、一般質問をやってくださいと。だから、資料要求と説明員の出廷を願いますということになって、これは議会でちゃんと議運に諮って、議員の皆さんも申し合わせ事項で承認していることだとは思って

ましたが、議長、違いますか。

議長（成吉 暲奎君） そのとおりですね。

議員（12番 吉元 成一君） ねっ。今の質疑に対して、大変失礼な言い方をすると思うんですが、議長さんが「そのとおり」とおっしゃるなら、やっぱりそれは形を変えてやってください。

これ、隅から隅まで、全部私の聞きたいこといっぱいあるけど、あえて聞きたいことは説明員を呼ぶように努力します。で、この議案書の中にない分については、一般質問でやれというからやります。議案書の中にあっても、まだ不十分な点については、一般質問でやれば良いと思います、ね。そうしないと、そりゃ、絶対だめだということにはならないと思うんですけど、その受け答えをすると、こりゃ質疑でね、1日あっても足りんような形になっても。だから、議会の日程は、いつも流動的になるという可能性もあるわけです。でしょ。きょう、じゃあ、この議案の審議が、質疑が、1日かかって終わらん可能性も出てくるわけですよ。ねっ。そしたら、あしたに先延ばし、議会の日程、また議運を開いてやらにやいかん。しかし、通常考えたら昼前には終わると思いますよ。通常の今までの築上町は、僕は、築城の町議会におったときは「昼まで議会」と僕はいつも言いよったんですけど。昼までに終わるような、議会のやり方の日程の組み方になっております。はっきり言うて、一般質問をどけたすべてのものについては、きっちり1日審議したら、二、三日ありゃ終わるような議会じゃないんですか。それを2週間、3週間とって、ほんと細かく、事細かく審議することについてはやぶさかじゃないし、やるべきだと思います。しかし、今のコミュニティー東九州助成金についても、私も聞きたいこといっぱいありますけど、総務委員会にこれ多分、が審議する案件だから聞かなかただけですが。やっぱりそういったことに掘り下げた、このことについては、例えば、これは、町長、右ですか、左ですかちゅうことは、議長、これは質問ですよ。質疑については、この議案書の中に載ってることでわからないこと、あるいはこれについて疑問である、これちゃんともう少しわかるようにしてくださいよとか、このことについては何なんですかというのが質疑だと思うんですが、議長、違いますか。

ね、だけえ、それで言うと、議会の運営についての質問になってしまいますんで、だけえ、今言った農業施設整備工事500万については、これはどこで何に使うんですか。それと、治山工事の270万、これは負担金が、知らない人もいると思うんですが、治山事業については、全体の何%の予算になって、大体どこの事業をやるんですかということ。あとはもう説明書をいただいていますので、この2点についてお伺いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（内丸 好明君） 建設課内丸です。

20ページの工事請負費、農業施設整備工事費の500万の補正でございますけど、これ、場所につきましては、築城支所の西側に新池があります。新池のちょっと下のほうに、ずっと新池

から水路が伸びておりますけど、そこに巻き上げ式ゲートを設置する予定にしております。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

産業課長（中野 誠一君） 21ページの治山工事費の請負270万でございますが、これは、別に分担金条例も上げられてますけども、県の単独の補助事業で治山工事をするものでございます。県費が2分の1補助でございます。で、残りの補助残の70%を町が支出して、30%を地元で負担していただくという事業でございます。場所は、下小山田地区の東側の山林になります。以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） はい。はい、首藤議員。

議員（1番 首藤萬壽美君） 1点だけお尋ねいたします。

14ページの5目財産管理費のこの、委託料、測量設計監理業務委託料ですが、これ、この補正予算書では90万になってますけど、説明の関連資料は500万になって身体障害者用トイレ新設設計業務になってるんですが、これ数字の間違いですかね。（発言する者あり）訂正した。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） これはですね……。

議員（1番 首藤萬壽美君） あっ、じゃない。

議長（成吉 暲奎君） 先日、吉元議員からも質問がございました。

議員（1番 首藤萬壽美君） あっ、済いません。じゃ、その身体障害者用トイレは、どこに設置するんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課渡邊です。2款1項5目の財産管理費、調査設計監理業務委託90万円でございますが、この場所は、本所の現在1階部分の奥にございますトイレを改装、改良いたしまして、障害者の方にも使えるようにということで設計をするものであります。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

議員（1番 首藤萬壽美君） 全部してくれるんかね。はい。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。はい、工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 人材活用委託料が何点か上がってます。民生費、衛生費、農業振興費と。で、教育管理費、学校給食に関しては減額になっておりますが、この説明を、簡単に結構ですのでお願いしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） えっと、ページ数をちょっと言ってくれますか。

議員（3番 工藤 久司君） 民生費は17ページ、18ページ、19ページ、衛生費ですね、18ページが。19ページが農業振興費、25ページが学校関係の人材活用が、減額で上がっておりますので、減額理由と、あとその民生費、衛生費、農業振興費に関しては増額になっており

ますので、その説明をお願いいたします。

それともう1点、えっとですね、19ページの、衛生費の上水道施設費、水道ビジョン及び簡易水道統合計画策定業務委託料が600万ほどの減額になっておりますので、どうして減額になったのかの理由もあわせてお願いします。

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりますか。

福祉課長（吉留 久雄君） はい、お答えいたします。

福祉課の吉留です。17ページの人材活用委託料3款2項5目ですか、これ、13節になっておりますけども78万8,000円。これは葛城保育園のほうで、障害者手帳は持っておりませんが、ちょっと気になる子がおりまして、その方に保育士を半日ですね、手当てしたいということにつける分でございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

住民課長（遠久 隆生君） 住民課遠久です。18ページの4款1項2目の委託料、人材活用委託料でございますが、これは健康サロンが椎田地区、築城地区両方合わせて、20年度に新たに12カ所ふえております。それで、看護師さんの血圧とかいろいろ、健康サロンですするための看護師の増員分でございます。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

産業課長（中野 誠一君） 農業振興費の人材活用委託料について御説明いたします。

これは、液肥センターの4名の人件費、まあ委託料でございます。当初予算で200日分計上しておりましたが、年度末までに40日分どうしても不足でございます。本来、当初組んでおくべきでございましたが、その不足分40日分を今回計上させていただきました。

学校教育課長（中村 一治君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

学校教育課長（中村 一治君） 学校教育課の中村です。25ページの小学校費の、学校教育課の中村です。10款教育費2項小学校費13節の委託料の中の、人材活用委託料の減額の件ですが、この分につきましてはサンコーからの事務員の方が長期に休まれまして、その分が浮いた委託料が主なものでございます。それと、若干当初予算よりも多く組んでいましたのでその分の減額でございます。

次の、学校給食費の3目の学校給食費13の委託料、13節の委託料の人材活用の減でございますが、この分につきましては、職員の年休、それから特休につきまして代替職員が委託料で組ませていただいておりますが、用務員の、用務員さんが給食のほうに代替に入るということで、その分減額ということになっております。

よろしくお願ひいたします。

議員（3番 工藤 久司君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、工藤議員。

上水道課長（中嶋 澄廣君） あっ、まだ……。

議長（成吉 暲奎君） どうぞ、担当課長。

上水道課長（中嶋 澄廣君） 上水道課の中嶋です。21ページの4款衛生費の3項1目業務委託料の619万5,000円の減額の説明をします。

これは、入札結果による減額になってます。入札結果による減額です。（発言する者あり）入札額です。（発言する者あり）はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） はい、説明は大体わかったんですが、学校関係の見積もりが少し多かったのと、1人ということなんですが、それに関して学校の方で何か不備なこととかないということで減額していると思いますんで、問題は別にないわけですか。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

学校教育課長（中村 一治君） はい、学校教育課の中村です。あの今までは不都合はありません。（「もっと大きな声で言ってください」と呼ぶ者あり）今のところ、それに伴いまして不備のところはありません。

議長（成吉 暲奎君） はい、よろしいですか。はい。ほかにありませんか。はい、西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） はい。14ページの5目の財産管理費の中の13節の委託料に、調査設計監理委託料の90万が上がっておりますが、これは先ほど障害者のトイレを1階につけるといふ、つくるといふことだったんですが、この障害者のトイレは、障害者の方に聞いて、よく声を聞いてつくっていただきたいんですよね。でないと、手洗いの位置とか、鏡の位置とかが、微妙に健常者とは違いますので、そういうところが、この委託料のときに、調査のするときに説明をきちっとしていただきたいというのがあるんですが、そういう計画があるのかどうか。

議長（成吉 暲奎君） はい、計画があるか。はい、どうぞ。担当課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課渡邊です。まだ詳細な計画はしておりませんが、今から打ち合わせながらやっていきたいというふうに思ってます。

議長（成吉 暲奎君） はい、よろしいですか。

議員（7番 西畑イツミ君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにございませんか。はい、宮下議員。

議員（20番 宮下 久雄君） 委員会や所属が違いますので、ちょっと聞いておきたいと思ひます。

16ページの民生費障害者福祉費の扶助費ですが、5,300万ほど減額しております。障害者の装具給付費が150万、障害者自立支援給付諸費が4,800万程度ですか。諸費が4,800万程度ですね。大きな減額ですので、これは何か事業を取りやめたのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） はい、これ、お答えします。福祉課長の吉留です。

これ事業を取りやめたということではなくて、これ内容的に、例えば訓練等給付費、実際の中身は非常に小さく分かれておりまして、で、これ医療費と同じように使った分だけ払わなくちゃいけないものですから、ある程度余裕を持って予算をさせていただいております。で、今の時期になりましたので、大体これぐらい減額しても大丈夫ではないだろうかちゅうことで、減額させていただいております。

以上でございます。事業を取りやめたわけではございません。

議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにございせんか。はい、塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） はい、1点だけお尋ねをしたいと思います。

19ページ、先ほど言われました農林水産業費の中の業務委託料の人材活用のところですけれども、220万ほど出ておりますけど、40日分が足りないと言われました。人材活用サンコーがやってる中で40日足りん。最初から足りなかったのか、足りなくなったのか、なったのだったら、なぜ足りなくなったのか、その辺をお尋ねします。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

産業課長（中野 誠一君） お答えします。

当初200日分計上してはありますが、これはもう初めから200日分では足りないんですが、当初予算計上の段階でちょっと一般財源が不足したということで、200日分しか計上できなかったということで、今回その不足分40日分を計上させていただくものでございます。

議長（成吉 暲奎君） はい、塩田議員、いいですか。

議員（2番 塩田 文男君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は、厚生文教、産業建設、総務それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第2・議案第98号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第98号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第3．議案第99号

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第99号平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第4．議案第100号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第100号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第100号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第5．議案第101号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第101号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第101号は厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第6．議案第102号

議長（成吉 暲奎君） 議案第102号築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第102号は総務常任委員会に付託いたします。

日程第7・議案第103号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第103号築上町上城井地区多目的集会施設条例及び築上町農村広場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員（15番 平野 力範君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

議員（15番 平野 力範君） はい。議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、平野議員。 なしと聞こえたもので、ごめんなさい、はい。

議員（15番 平野 力範君） 質問させていただきます。

この条例を廃止する理由につきまして、築上町集落センター条例ができたので、築上町農村広場条例が不要になったということで廃止する必要があるということですが、この次の103ページには、条例は平成18年、両方とも平成18年合併当時だろうと思いますが、ということになっておりますので、何で今になって廃止するのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

産業課長（中野 誠一君） 産業中野です。これは合併当時に、設置条例「上城井多目的集会センター」それから「石堂の農村広場」両方の条例を制定したんですけども、その後6月28日に、まあ、指定管理者を設置する関係から、築上町集落センター条例というのを設置しまして、その中に上城井地区の分と石堂の農村広場が含まれておりました。それで、そのときに2つの条例を廃止するべきところを気が付かなくて、最近気がついて、これはダブってるんで一つ、2つの条例を廃止すべきだということで、今回提案するものでございます。申しわけございません。

議長（成吉 暲奎君） はい、平野議員。

議員（15番 平野 力範君） はい、まあ正当な理由みたいに思って、私もぱっと見て、これはやっぱり、要するに今訂正ですよ。っていうか、当時廃止すべきものを、今になって綻びが見つかったということで、やっぱりそのように説明を、きちんと訂正、この議案に関しては、こういう言いわけじゃないで、事務的なミスだということでちゃんと認めてから提出すべきだと思

います。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） 当初提案のとき、私それを申したんですが。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第103号は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第105号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第105号町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員、ちょっと早過ぎます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第105号は産業建設、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、追加議案であります、10分間ほど休憩いたします。再開は11時からということ
で御了承ください。（「休憩する必要が何である」と呼ぶ者あり）これは、ちょっと議運で打ち
合わせたい事項がございましたもので。

午前10時47分休憩

.....
午前11時06分再開

議長（成吉 暲奎君） これより再開いたします。

日程第9．議案第106号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第106号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） はい。議案第106号工事請負契約の締結について、市町村合併推
進体制整備費補助事業、築上町火葬場建設工事について、次のように工事請負契約を締結するも
のとする。平成20年12月8日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第106号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本町の火葬場建設工事がようやく入札の運びとなり、一応入札を終えたところでございます。

11月25日に入札を終えたところでございます。

今回の入札は、いわゆる「条件つき一般競争入札」ということで告示をいたしましたところ、6社の申し込みがございました。そして、資格審査を行ったところ1社がこの資格がないということが判明いたしまして、5社に対して入札の、いわゆる通知をしたところでございます。それで、実際11月25日には1社が、まあ5社のうち1社が辞退いたしまして、4社で入札をしたところでございます。

この結果表については、お手元に資料ということでお配りしておりますと思いますが、4社とも最低制限価格の、これが消費税抜きでございますけれども、3億5,300万で4社とも同じ額でございました。抽せんにより、松山建設株式会社京築支店松山英治が、くじのほうで当選をいたしまして、契約をいたしておるところでございます。

どうぞよろしく御審議をいただきながら、御承認をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんです。

皆さんにおわびいたします。私、ちょっとこれ抜かしております、ここでもって、再度追加議案ということで説明させてもらいたいと思います。

お諮りします。日程第9の議案第106号及び日程第10の議案第107号の工事請負契約の締結については、火葬場工事関係に伴う議案であり、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案106号と議案第107号は委員会付託を省略し、本日、即決することに決定いたしました。

申しわけございません。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 入札結果の2ページですね、2ページの3番目の会社、これ会社名何と読むんですか。

議長（成吉 暲奎君） はい、財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 財政課渡邊です。株式会社「さかひら」産業と申します。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） この字「さか」っち、読めるんですか。（発言する者あり）読める。はあ、いい勉強になりました。いや、名前の「さかひら」と違うけえ。わかりました。

もう1点ですね、競争入札をして最低制限価格でくじ引きと、これは、まあ、よく言われる、談合してないととれますし、6,300万円ほど切って町のほうも助かりますよということになると思うんですけれども、ここと契約したいということですが、その前に念のために一言お伺い

したいんですが、我々地方議員、町議会議員は、町議会議員はですね、まあ築上町は日本一の厳しい政治倫理条例ということで、2親等までが契約できないと、仕事できないようになってますよね、公共工事等ですね。また、そういうことを皆さん、もう御承知のとおりで、議員さんの中にはそういう方もおられます。しかし、いつ何どき議員をやめるかもわからん、失職するかもわからないしということで、指名願は受け付けると思うんですよね。でも、指名には入れてないという現状があると思います。で、地方議員にそれだけの網をかぶせながら、まず松山英治さんという人は、たしか松山政司参議院議員の弟さんだと、私はこういうふうに思っておりますが間違いはないと思います。

この町に住んでいる、ここが支店になってますけれども、本社と言ってもおかしくないような会社だと思んですが、その方が支店長でその人の名前で落札することについて、これは法的には、町議会議員じゃないから条例違反にはならないということになるかもしれませんが、道義的にそのことについては、本当なら辞退してもらおうようなことはできなかったのかと、このことについてお伺いします。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） はい、町の政倫条例は、議員、農業委員を対象に、工事請負契約の関係が条例の中にございます。議員及び農業委員の2親等以内の者は入札を辞退すると、このような状況になっております。

ただし、県会議員や国会議員がこの条項には入っていないということで、町の、いわゆる役職を対象に入れておるといことです。まあ、しかし、そういう形の中で、私、これはあくまでも辞退という形になるんで、まあ入札に応札来れば当然これは受け付けなければいけないだろうと、こういう考え方でおります。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） それは、町長が言われるように条例の中にうたわれてませんので、条例違反にはならないと思います。で、これはもう相手方が辞退するかせんかの問題だけでしょうと思うんですけれども、何で政治倫理条例ができたかと申しますと、地方議員が悪いことをしてできたんじゃないと思いますよ。国会議員がいろんな悪いことばかりして、地方にまで迷惑をかけたわけです、この件に関しては、ね。福岡11区まであります衆議院の11人の中の1人とかいうのと違うんですよね。例えば、飯塚の選挙区の議員さんとこの親戚の会社というのと違うんです。福岡全県区の中の1人しか選ばれない参議院の先生の、またおひざ元で、やっぱ、僕は、辞退していただくべきじゃないかなと、これは意見ですけども、そういうふうに思いますが、町長、そういう点についてはやっぱり本人の意思じゃないと、やっぱ無理ですかね。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、私どもは、法的な形ではちょっと制限をすることはできない。あくまでも、まあ、町議会議員も農業委員会も、これは、いわゆる今までは指名ですけど、一般競争入札になったらこれはまた辞退項目という形になっておりますんで、非常に難しいわけでございますけれども、町議会議員、農業委員会が、すべて一般競争入札になった場合は、これはこれで、辞退するという形になつとると思います。制限じゃございませんからですね。そういうことの中で、非常に難しい感覚でございますけど、今は皆さん指名競争入札をずっとやってきておりますので、今回初めて一般競争入札をやったというようなことで、まあ、今後そういう問題、町議会議員の関連の会社、農業委員会委員さんの関連の会社という形になって、一般競争入札となった場合どうなるかという、非常にやっぱこの疑問、ちょっと今から研究するところもでございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 町長がそこまでおっしゃいますから、私が言わなければならないんですが、これは一般競争入札になつても、政治倫理条例がある以上、条例をその部分を削らない限り、町議会議員の関係者は入札に参加することがもう条例違反ですよ。でしょう。すべての請負契約を締結しちゃいけないと。3次下請までもできないような状態ができていますから。だから、指名願を出してないで、仕事しながら、している業者さんもいますけれども、孫請もできないような状態なつて、非常に生活を困難にされ、本人が生活が困難になるのは自分が議会に出とるから、これはもう当然仕方がないとあきらめたにしても、その従業員の家族までが食べられないような実態になっていることを、町長、十分に考えていただかないと、簡単にそういうふうに言つてもろうちゃ困ります。もし、これを、そういうことを、一般競争入札ならまた考え直さんにゃいけんじゃなくて、考え直すなら、この事案が出て今の、私は、意見を言つてますが、やっぱり政治倫理条例の網のかぶせ方も一考するべきではないかと、こういうふうに思ふんですがどうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） まあ、今の指名競争入札の中では、議員は辞退をすると、いわゆる入札に参加しないという条項になっておりますので、ここのところが、いわゆる政倫条例というのは、いわゆる罰則規定もございませんし、あくまでも倫理というようなことで、その関係者が倫理に基づいて参加するしないという形になつてきて、しかし一方的に町が指名する場合は、指名会議を今やっておるといのが現実でございますし、補助金の交付についても、議員が役員を、影響力がある役員をしとる場合は、補助金を一応町としても交付しないよと、こういう感覚でやっておりますので、本来なら国会議員の関連会社という形になれば、倫理があつてそういう気持ちがあれば、当然入札に参加しない場合も出てきましようけど、今回の場合はその気持ちが私はなか

ったと、まあ、このように考えております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） はい、繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） 今、吉元議員が言うとおりと私も解釈しております。

やっぱり、国会議員というものは規模が大きいですね。だから、圧力をかけることはどんなことでもできます。いや、今回の場合は、国の入札という形になっておりますけれども、これも最初からうわさが立っておりました。それは皆さんも耳にしてると思います。松山建設が指名停止を食うて、現状に工事を抱えてない。だから、これは松山さんがするんじゃない。たまたまくじで当たったという形になっておりますけれども、こういうものであります。これだけやないです。こんな立派な物をつくろうとしてるんですね。

今町長が、一般競争入札という形の中で今おっしゃいましたけれども、一般競争入札で、これがいい物ができるかと。いや、みんな議会では、一般競争にせんかとかこう言っております。議員にも聞いてもらいたいんです。これはおかしいんです。かえっていい物ができるかと。10万する品物を9万ぐらいで入れるったら、どれぐらいの物が落ちてくるかということですね。強度がなくなってくるような状況になります。検査は、見たらきれいから、検査は通りますよ。そりゃ、コンサルもついております。けれども、そういう状況もよく考えてですね、町長。そうですね、私はこの疑問に対しては納得いかない。そりゃ、たまたま4社の中で入札がくじで当たったという形になっております。これはどうでもなります。ただ、町に負担がかかりますけれども。そういうわけやなかるうけど。私としては、そういうところを、町長はどんなふうに思ってますか。まだ、あくまでもこれを一般競争でやりますか。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、今後1億円以上の分は一般競争入札という考え方を、町のほうは持っております。

議長（成吉 暲奎君） はい、繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） これからずっとですね。ほう。いや、品物は悪いものができて、一般競争をやるっっちゃうわけですか、そこんところをちょっと（ ）……。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） はい、まあその、品物がいいか悪いかという形、やっぱ施工段階でぴしゃっと監理すべきであろうし、そういう形の中で、これはいい悪いという形、悪いことができれば、私は、瑕疵担保というものもございまして、そこんところはちゃんとした監理をやっていくべき問題でございまして、今のところ悪いものができてたらという仮定でございまして、できないようにするのが私どもの役割だろうと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） はい、繁永議員。

議員（17番 繁永 隆治君） まあ、そりゃね、町長がそうおっしゃるものはしょうがないと。我々には権利がないわけですから。だけど、今言う、吉元議員が言う、おっしゃるように、国会議員であって、また参議院といやあ、福岡県から1人というような、力のあるような議員が、国会議員が、どんなことでもできるんじゃないかなと。これも一つのやっぱ条例の、町の条例とは違いますからね。それは、町長が今さっきおっしゃるように、条例違反にはならないだろうということをおっしゃってありますが、やっぱり何もかにもが大きい品物に対しては、国会議員が口を挟んでないものは全然ないと思います。だから、そういう点においても、この工事に対しては辞退してほしいなというふうに思っております。私はこの意見だけです。

もう、答弁は要りません。

議長（成吉 暲奎君） 質問じゃなくて、意見ですね。はい。

ほかにございませんか、質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 先ほどから言われておりますけれども、当該町は政治倫理条例日本一というぐらいのお墨つきをいただいております。その中に、やはり2親等以内の方、特に国会議員ですからね。我々みたいな地方議員でさえ、こんだけ襟を正して頑張っているのに、当の国会議員の会社であるところが、こういうふうな当該町の落札をしてとるということには辞退をさせていただきたく思い、反対討論といたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。（発言する者あり）賛成議員、いらっしゃいますか。 はい、信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 反対意見があれば、賛成意見をやっぱ言わにゃいかんと思えますよ。（「言わんでもええよ」と呼ぶ者あり）そうなんですか。（「言わんでもええよ」と呼ぶ者あり）

議長（成吉 暲奎君） はい、どうぞ、言ってください。賛成意見ですから、はい、大きな声を出して。

議員（19番 信田 博見君） 築上町にとりましては、この火葬場というのは常に長年にわたる町民の要望だったと思います。一刻も早く完成をさせていただきたいということ、私は議会でも言ってきました。それで、一般競争入札をして最低ラインで抽せんだということで、松山建設に決まったということですが、どこの業者であれすばらしい火葬場をつくっていただければそれでいいと思いますし、その経過については設計会社がちゃんと監理するんですよね。だ

から、それでいいと思うんですね。

以上。

議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで討論を終わります。

これより議案第106号について採決を行います。議案第106号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 起立者11名です。起立多数です。よって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定することになりました。

日程第10 議案第107号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第107号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） はい。議案第107号工事請負契約の締結について、市町村合併推進体制整備費補助事業、築上町火葬場設備工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成20年12月8日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第107号も、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案も、火葬場の設備工事でございます、これも同じ方法で1億円を超えております。そういう形の中で、条件つき一般競争入札ということで、先ほど申しましたとおり公募を行いました、入札の参加確認が3社ございました。しかし、町のほうで審査した結果、町が示した条件を満たした会社は2社でございます。この2社によって入札を行いました、九州電工行橋営業所が最低価額で落札をいたしました。もう1社は少しこれより高かったと、こういう状況でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、そして御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これより、通常、反対意見なしの場合は異議ありませんということで進んでおりましたが、今回（発言する者あり）本案に、議運のほうでも、本案に対する採決方法が変わっておりますので、ひとつ宮下議員から、委員長からその説明を受けたいと思います。（発言する者あり）

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議長から説明をとということでありましたので、説明いたします。

今までは、反対意見がない場合、簡易採決という方法で採決をしておりましたが、今回議員の方から、採決の姿が見えるように、工事案件につきまして採決の姿が見えるように、起立の採決を検討してもらえないかという意見がございました。それで、これは議長の権限でございますけれども、議会運営委員会を開きまして、契約に関しては今後起立の採決をとということで、議長にお願いを申し上げたところです。

その、会議規則では原則は起立採決ということになっておりまして、今までやってきたことが簡易採決でございましたので、じゃあ、本来の姿でやるということで問題はなかろうということで、契約の案件だけにつきましては、起立の採決をとるということを議長にお願いしたものでございます。

以上です。

議員（12番 吉元 成一君） 議長、異議あり。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 今、議運の委員長が説明がありましたように、本来の姿は起立による採決だと、当然そうだと思います。高齢とか、あるいは体の体調がすぐれなくて立てない場合もあると思いますが、そういう場合は挙手による採決をとったりとかすることもあると思います。

やっぱり、すべてこれ大事な議案ですから、工事契約、請負契約の締結問題だけを起立による採決というやり方は、僕はあんまり好ましくないと思います。やるんだったら、すべてにおいて起立による採決を今後とっていただきたいと思います。それを諮ってください。

議長（成吉 暲奎君） はい。（発言する者あり）

議員（12番 吉元 成一君） それがほんとやから。

議長（成吉 暲奎君） ただいま、吉元議員から、今後……。

議員（12番 吉元 成一君） もう1回。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（12番 吉元 成一君） 何でそれを言うかと、人事案件だったら顔を指す、反対したら、反対しにくいから投票したりするでしょう。ああいうのもよくないと思うんです、悪いもんは悪

い、好かんもんは好かんでいいと思うんですよ。はっきりさせていただきたいと思います、今後、やるんなら。

議長（成吉 暲奎君） はい、ただいま吉元議員から説明がありました、意見がありましたように、吉元議員の意見に賛成の方の、一応起立をですね（発言する者あり）はい。

議員（8番 西口 周治君） あのですね、今までやってきたことがよくないということで、今議運を開いてこの工事案件だけを起立採決しましょうかというふうな話をする事自体がちょっとおかしいんじゃないかなと。私は、粛々と議会を進めていってほしいと思います。で、今から全案件を起立採決しようとすれば、すべての案件です。ほんとに時間をたくさん食います。ほんで、反対しない人も常に立たなければいけないということであれば、今までやってきた議会運営のあり方で私は十分だと思います。それで、反対意見があれば、当然ながら討論が出て、それに対して賛成、反対という意思表示をするのであって、それが無い以上は賛成で、全員が賛成だということ表示だと私は思っております。だから、私は、今、議運の中で決められたかもわかりませんが、議員全員は知りません、その中で今までの議会のあり方をそのまま私は踏襲していただきたいと思います、かように思います。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） じゃ、そういうふうに言われるんだったら、一つの方法を提案したいと思いますが、異議がないで、異議ありませんかったら、異議ありませんと言えば、これはもう全員賛成ということじゃから、立たなくていいと思います、そりゃ、ね。簡易採決のやり方でいいと思うんですけど、こう言いましたですね。しかし、反対討論が出ない反対の場合もある。でしょ。特に、人事案件なんか、異議があるとか、反対討論とかね、あいつは好かんからとか言われんでしょう。だから、討論がなくても反対していいんですよ。違いますか。この案件については納得できないからち、上手に僕は説明できないんだけど、僕的には賛成できませんよという人がいると思うんですよ。だから、起立による採決をとるべきだと、こう言ってるんです。そうしないと、反対討論者がいなければ異議なしでいきますよ、じゃあそのときどうしたらいいんですか。異議あり、僕は反対です、で、それで終わりですか。そうなるでしょ。それやったら、もう最初から起立による採決、あるいは見て、皆さん、今議会は議長の提案で挙手による採決とか。挙手やったら見にくいから、起立するんですよ。そうでしょ。何対何ちゅうのを、挙手の場合はこう中途半端に挙げたりするわけですから。それと、起立もですね、議長、最後まで数え終わるまで座らんでくださいとはっきり言わんといかんですよ、ね。だけえ、採決方法については、もう議長が、僕は簡易採決じゃない方がいいと思うんです。すべてにおいて。人事案件、築城町のときは全部起立による採決か挙手でやってましたよ。反対者がいなくても。でもね、先ほど言ったように、この件についてはほんとは賛成したくないんだけど、みんなが見とるけえ

立つというような人がいるんですよ、黙っちょるちゅう人が。ねえ。そういう話を聞いた、本人から打ち明けられたこと、過去においてあったから私は言うんです。起立による採決でいって、いった方がいいと思う。

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりました。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

議員（14番 武道 修司君） いろいろと、これ意見があると思うんです。で、議員必携の中にも、人事に関しては投票が望ましいということも書いてるんです。で、起立によるのが基本です。ただ、議会運営上スムーズに円滑していくために、簡易表決というシステムがあるわけなんです。それをせっかく今やってるんで、議会をスムーズにやっていくためには、今までどおりのやり方で私は十分ではないかと。もし、そこで反対であれば、反対意見をしっかり言って、そこで反対をして、ちゃんとした採決をする、それが議会議員として当然のことだろうと思うんです。議会議員が物を言えないから、はんごうが悪いから、その場で、何ちゅうか、言えないからということ、議会議員として、それはおかしいことなんですね。しっかりと反対意見なら反対意見を言って、その上でちゃんとした採決をやるというのが、私は議会議員として当然のことではないかというふうに思いますんで、ここでその今結論を出せて言っても、皆さん意見違いますから、もう一度議運で、もう一度皆さんの意見を聞きながら、その中で最終的な採決のやり方を、方向を決めていただきたいのと、あくまでもこの採決の方法は議長権限ですから、議長権限の中で決めていただければというふうに思います。

以上です。

議員（12番 吉元 成一君） はい、議長。

議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） そこまで言うんやったら、委員会、あっ、委員会のときのルールも、皆さん守るようにやってください。議会ルールを守ってください。

議長（成吉 暲奎君） それでは、本日の議事進行のため、従来どおりの進行といたします。

今さっきの言った案件につきましては、今後検討課題としてやっていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、それでは進めます。

討論におきまして、反対討論がございません。これで討論を終わります。

これより議案第107号について採決を行います。議案第107号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） はい、異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可

決することに決定いたしました。

日程第11、陳情第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第11、陳情第2号2009年度教育条件整備についてを議題とします。

ただいま議題となっています陳情第2号は、厚生文教、総務常任委員会に付託いたします。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程をすべて終了しました。

これで、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時39分散会